

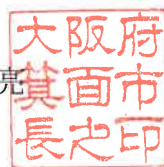
箕面市告示第267号

北部大阪都市計画生産緑地地区を次のとおり変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該都市計画の案については、公衆の縦覧に供するので、箕面市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、箕面市に意見書を提出することができる。

令和7年10月1日

箕面市長 原 田 亮



- 1 都市計画の種類
北部大阪都市計画生産緑地地区（箕面市決定）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
（区域変更する区域）
箕面市萱野一丁目、西宿二丁目、外院二丁目、小野原東二丁目地内
（廃止する区域）
箕面市箕面六丁目、箕面七丁目、牧落三丁目、桜四丁目、瀬川四丁目、
萱野一丁目、石丸二丁目、小野原東六丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - （1） 縦覧場所
箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市みどりまちづくり部公園緑地室（箕面市役所別館5階）
 - （2） 縦覧期間
令和7年10月1日から令和7年10月15日まで（箕面市の休日を定める
条例（平成2年箕面市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9
時00分から午後5時00分まで
- 4 意見書の提出先
箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市みどりまちづくり部公園緑地室（箕面市役所別館5階）